

一 般 質 問 通 告 一 覧 (3 月 11 日)

令和 8 年 第 1 回 定 例 会

順序	議員名	大項目	小項目	質問の相手
----	-----	-----	-----	-------

【一問一答方式】

1	川村 和夫	1. 財政事情書について	①財政事情書の作成について ②財政事情書の活用について	担当部長
		2. 笠間市の女性向けHPVワクチン接種について	①女性へのワクチン接種の周知方法について ②9価ワクチンのメリットについて	担当部長
		3. 笠間市の栗ブランド事業について	①これまでの事業経過と戦略設計について ②栗ブランド事業の進捗と課題要因の分析について ③栗ブランド事業への財政投資の妥当性について ④栗ブランド事業の成果検証、今後の事業計画について	担当部長

一 般 質 問 通 告 一 覧 (3 月 11 日)

令和8年第1回定例会

順序	議員名	大項目	小項目	質問の相手
----	-----	-----	-----	-------

【一問一答方式】

2	大関 久義	1. こども・子育て徹底 応援事業について	<p>こども・若者が生き生きと活躍できる環境形成が日本全体の課題となる中で、本市では笠間まるごと「子育て都市宣言」を掲げ、全分野一体となった取り組みを推進してきました。令和8年度では、経済面での支援、保健・福祉・教育を中心に日本一の子育て都市づくりを継続して推進するとして、いくつかの新規事業が示されております。何点かお伺いいたします。</p> <p>①保育料の完全無償化事業（1億4,615万円）について伺う</p> <p>②民間乳児等通園支援事業（1,900万円）について伺う</p> <p>③小学校給食費無償化事業（1億2,860万円）について伺う</p>	市長 担当部長
		2. 医療・福祉環境の向上 事業について	<p>①休日・夜間小児オンライン診療（754万円）について伺う</p> <p>②5歳児健康診査事業（219万円）について伺う</p>	市長 担当部長
		3. 新たなアーバンス ポーツの導入について	<p>笠間芸術の森公園をさまざまなアーバンスポーツを体験し楽しめる場所として整備するとされる「オブスタクルスポーツ」についてお伺いいたします。</p> <p>①オブスタクル施設について伺う</p>	市長 担当部長

一 般 質 問 通 告 一 覧 (3 月 11 日)

令和 8 年 第 1 回 定 例 会

順序	議員名	大項目	小項目	質問の相手
----	-----	-----	-----	-------

【一問一答方式】

3	村上 寿之	1. 令和 8 年度予算について	①タブレット端末更新事業について伺う ②子どもの居場所拠点運営事業について伺う	教育長 担当部長
		2. 笠間の新栗まつりについて	①新栗まつりの目的を伺う ②笠間市 20 周年、令和 8 年度の新栗まつりの取組みについて伺う ③新栗まつりによる経済効果を伺う ④日本一の笠間栗の価格戦略について伺う ⑤新栗まつりの課題について伺う	担当部長
		3. 中山間地域の農業について	①中山間地域の農業の現状はどのようになっているのか伺う ②維持不能農地や荒廃農地の今後について伺う ③中山間地域の栗畑について伺う	担当部長

一 般 質 問 通 告 一 覧 (3 月 11 日)

令和8年第1回定例会

順序	議員名	大項目	小項目	質問の相手
----	-----	-----	-----	-------

【一問一答方式】

4	石松俊雄	1. 市立病院の経営現状と今後について	①今般の診療報酬改定の影響は？ ②経営指標と経営状況 ③一般会計からの繰り入れの在り方 ④地域医療との連携と市立病院の役割	担当部長
		2. 教職員の負担軽減とフッ化物洗口事業の在り方	①令和8年度の事業予定 ②県教育長の「フッ化物洗口は教員が行わなくてよい業務である」という見解に対する市教育委員会の認識 ③保健福祉部が人的体制と専門性を確保して実施すべきでは ④「クーポン方式によるフッ化物塗布」等々、家庭や医療機関での実施を考えないか	担当部長
		3. 物価高騰緊急支援策の公平性について	①35～74歳が「プレミアム商品券の購入」という自己負担の伴う支援に限定された理由 ②プレミアム商品券の構造的欠陥と事務コスト ③今後に向けた改善課題	担当部長

一般質問通告一覧(3月11日)

令和8年第1回定例会

順序	議員名	大項目	小項目	質問の相手
----	-----	-----	-----	-------

【一問一答方式】

5	酒井 正輝	1. 市内における個人墓地の経営及び管理について問う	①現状は ②国の方針に対する市の在り方は ③申請の可否は ④墓地経営において求められる条件は ⑤今後は	市長 副市長 担当部長
---	-------	----------------------------	-----------------------------------------------------------------	-------------------